

愛知県碧南市の認可保育所で発生した死亡事故について

栗並えみ

■事故の概要

日 時：平成22年10月29日 午後3時半頃

場 所：愛知県碧南市 かしの木保育園(認可保育所・社会福祉法人立)

氏 名：栗並 寛也(くりなみ ひろや)1歳4か月

状 況：おやつ(ラムネ・ベビークステラ)の食事中に窒息し、意識不明となる。

⇒意識が回復しないまま、39日後に死亡。

■事故後の経緯 ※波下線は問題点や課題、二重下線はその解消につながる行政対応

H22.11 事故発生から3日後、市が初めて事故現場へ出向くも詳細な調査は行われず。

→園は市に「適切に食事の見守りを行っていた」と事実とは異なる報告を行ったが、報告を受けた市や県は、十分な事実確認を行わずに国へ報告した。

事故発生の約1週間後、搬送先の病院からの連絡により警察が初めて事故を把握。

H22.12～ 遺族による園への聞き取り調査

→担当保育士がたびたび席を離れ、食事の見守りや提供方法が適切ではなかったこと、乳児室面積が国の最低基準を下回る状態であったこと、県・市が国の最低基準を誤って著しく低く解釈(国基準 3.3 m²/人であるところ、県・市は 1.65 m²/人と解釈)など、報告されていない重大な事実が明らかとなった。

H23.10 国が乳児室面積にかかる最低基準の解釈を明確化する通知を发出

H24. 2 遺族が「県が第三者委を設置して調査・検証を行うこと」を求める署名を県知事に提出

H24. 5 県と市が共同で運営する第三者委員会が設置される

H24.12 県が面積基準を改善する条例を可決(0～1歳児の面積基準:1.65 m²/人⇒3.3 m²/人)

H25. 2 第三者委員会が事故報告書を公表

→事故の直接的原因の検証にとどまらず、事故の背景にある「最低基準」や「事故後の行政の対応」についても指摘・提言がなされた。また、「事故発生後の速やかな事実確認」や、「行政による重大事故の検証の制度化」が必要との提言がなされた。

H25. 6 県が「保育所事故対応指針」を策定 } 事故発生後の速やかな事実確認に繋がる対応

H26. 3 市が常設の事故検証委員会を設置 }

H26. 9 国が「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設置し、重大事故にかかる対応のあり方を検討(委員として参加)

H27. 6 国が重大事故情報データベースの公開を開始

H28. 3 国が重大事故にかかるガイドライン(事故防止／事故直後以降の対応)を发出

H28. 4 国・自治体を通じた重大事故の検証制度が開始される。

◇事故発生時の状況(平成 22 年 10 月 29 日)

- 【事故発生時の室内状況図】

